野々市市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、野々市市長 から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。 平成 31 年 4 月 26 日

> 野々市市監査委員 小 松 靖 典 野々市市監査委員 大 東 和 美

- 出納検査の実施年月日 平成31年1月25日(金) 1
- 出納検査の結果報告書の提出年月日 平成31年2月15日(金)
- 措置通知があった年月日 平成31年3月29日(金) 3
- 措置を講じた部局 土木部上下水道課
- 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)

収入事務

1月分の水道料金・下水道使用料に ついて、平成 31 年 1 月 15 日に、誤っ て1年前の検針データより納入通知書 を作成し、送付した件につき、業務手 順に係るマニュアルを作成し、事故発 生当時の対応を含め適正な管理体制に 努められたい。

措置の内容(改善等内容)

水道料金の算定及び請求においては、 職務の重要性を認識し、厳正な事務の執 行に努める必要がありますが、事故発生 時は手順等もなく担当職員の裁量に委 ねている状態でありました。

ご指摘の件について再発防止を図る ため、係を横断した職員によるワーキン ググループを設置し、協議を行い、平成 31年3月15日手順書を定めました。こ の手順書に基づき、管理体制の整備に努 めます。